

令和8年第2回美浜町議会定例会

令和8年6月3日 提出

議案書目次.

報告第4号	令和7年度美浜町一般会計継続費遞次繰越しについて	1
報告第5号	令和7年度美浜町一般会計繰越明許費について	3
報告第6号	令和7年度美浜町一般会計事故繰越しについて	5
報告第7号	令和7年度美浜町水道事業会計予算の繰越しについて	7
諮問第1号	美浜町人権擁護委員の候補者の推薦について	9
議案第38号	美浜町運動公園の整備事業に関する令和8年度委託業務協定書の締結について	10
議案第39号	美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	11
議案第40号	美浜町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について	16
議案第41号	美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について	21
議案第42号	美浜町都市公園条例の一部を改正する条例について	24
議案第43号	令和8年度美浜町一般会計補正予算（第2号）	
議案第44号	令和8年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）	

報告第 4 号

令和 7 年度美浜町一般会計継続費通次繰越しについて

令和 7 年度美浜町一般会計予算に係る継続費の通次繰越しについて、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

令和7年度美浜町一般会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度通次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度通次繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国庫・県支出金	地方債	その他
8土木費	5都市計画費	都市公園整備事業	410,645,000	363,588,000	47,057,000	410,645,000	200,596,380	210,048,620	210,048,620	0	104,503,000	96,622,000	8,923,620
8土木費	5都市計画費	都市公園整備事業	649,391,000	28,356,000	0	28,356,000	0	28,356,000	28,356,000	0	14,178,000	14,178,000	0
合 計			1,060,036,000	391,944,000	47,057,000	439,001,000	200,596,380	238,404,620	238,404,620	0	118,681,000	110,800,000	8,923,620

報告第 5 号

令和 7 年度美浜町一般会計繰越明許費について

令和 7 年度美浜町一般会計予算に係る繰越明許費の繰越しについて、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

令和7年度美浜町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源				一般財源
						国庫・県 支出金	繰入金	諸収入	町債	
2 総務費	1 総務管理費	情報システム標準化・ 共通化対応業務委託料	10,232,000	10,232,000	0	0	0	10,232,000	0	0
2 総務費	1 総務管理費	巡回バス購入事業	3,660,000	3,660,000	0	0	0	0	0	3,660,000
2 総務費	3 戸籍住民基本 台帳費	振り仮名記載に係る システム改修事業	3,157,000	3,157,000	0	3,157,000	0	0	0	0
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援 手当支給事業	423,000	423,000	423,000	0	0	0	0	0
7 商工費	1 商工費	物価高騰生活応援 クーポン事業	155,555,000	155,555,000	0	155,555,000	0	0	0	0
8 土木費	2 道路橋梁費	町道5327号線道路 改良事業	6,070,000	6,070,000	0	2,200,000	0	0	0	3,870,000
8 土木費	3 河川費	北屋敷排水路改良事業	10,500,000	10,500,000	0	0	0	0	0	10,500,000
9 消防費	1 消防費	避難所資機材整備事業	40,959,000	40,959,000	0	20,479,000	20,480,000	0	0	0
10 教育費	1 教育総務費	空調設備整備事業	422,366,000	422,366,000	0	197,196,000	28,070,000	0	197,100,000	0
10 教育費	3 中学校費	中学校施設整備事業	4,982,000	4,982,000	0	0	4,982,000	0	0	0
10 教育費	5 保健体育費	スポーツまちづくり 支援業務委託料	19,569,000	19,569,000	0	9,784,000	0	0	0	9,785,000
合 計			677,473,000	677,473,000	423,000	388,371,000	53,532,000	10,232,000	197,100,000	27,815,000

報告第 6 号

令和 7 年度美浜町一般会計事故繰越しについて

令和 7 年度美浜町一般会計予算に係る事故繰越しについて、地方自治法
施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項の規定により別紙の
とおり報告する。

令和 8 年 6 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

令和7年度美浜町一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源			一般財源	
									国庫・県 支出金	繰入金	町債		
3 民生費	2 児童福祉費	多世代交流施設整備事業	409,403,796	155,710,031	253,693,765	253,693,765	253,693,765	117,900,000	123,929,984	0	0	11,863,781	住民との調整による地盤改良、地盤補強工事の追加工事及び敷地内擁壁の急な傾き回避のための擁壁補強工事により工事完了が遅れたため。
8 土木費	2 道路橋梁費	用地交換に伴う測量分筆登記業務	1,650,643	0	1,650,643	1,650,643	1,650,643	0	0	0	0	1,650,643	境界立会の相手方との調整に不測の期間を要したため、年度内の完了が困難となった。
合 計			411,054,439	155,710,031	255,344,408	255,344,408	255,344,408	117,900,000	123,929,984	0	0	13,514,424	

報告第 7 号

令和 7 年度美浜町水道事業会計予算の繰越しについて

令和 7 年度美浜町水道事業会計予算に係る建設改良費の繰越しについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

令和 7 年度美浜町水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
						補助金	損益勘定 留保資金			
1	1	重要給水施設配水管 布設替工事 (町道奥田・河和線)	円 85,498,000	円 0	円 85,498,000	円 21,659,000	円 63,839,000	円 0	円 0	国の令和 7 年度 補正予算に対応 したことによる もの
合 計			85,498,000	0	85,498,000	21,659,000	63,839,000	0	0	

諮問第 1 号

美浜町人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 8 年 6 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

記

住 所	美浜町大字布土
氏 名	加藤 裕美
生 年	昭和 35 年生

住 所	美浜町河和台
氏 名	磯部 恵子
生 年	昭和 46 年生

住 所	美浜町大字野間
氏 名	大岩 久晃
生 年	昭和 27 年生

提案理由

この案を提出するのは、人権擁護委員 3 名の任期が令和 8 年 9 月 30 日で満了になるからである。

議案第 38 号

美浜町運動公園の整備事業に関する令和 8 年度委託業務協定書の 締結について

下記のとおり委託業務協定書を締結するため、美浜町議会の議決に付すべき
契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年美浜町条例第 50 号）
第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 協定の目的 | 美浜町運動公園整備事業 |
| 2 | 協定の方法 | 随意契約 |
| 3 | 協定の金額 | 金 649,340,000 円
(取引に係る消費税等相当額を含む。) |
| 4 | 協定の相手方 | 愛知県名古屋市中区栄四丁目 1 番 1 号
独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長 小 澤 誠 一 |

提案理由

この案を提出するのは、美浜町運動公園整備事業施行のため必要があるから
である。

議案第 39 号

美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に
ついて

美浜町消防団員等公務災害補償の一部を改正する条例を別紙のとおり
提出する。

令和 8 年 6 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定め
る政令の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

美浜町消防団員等公務災害補償条例(昭和41年美浜町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(補償基礎額) 第5条 〔略〕 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 〔略〕 (2) 消防作業従事者は、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には<u>10,000円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けてい	(補償基礎額) 第5条 〔略〕 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 〔略〕 (2) 消防作業従事者は、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には<u>9,700円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けてい

た者を扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円をそれぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

〔削る〕

(1) 〔略〕

(2) 〔略〕

(3) 〔略〕

(4) 〔略〕

(5) 重度心身障害者

4 〔略〕

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>13,340円</u>	<u>14,170円</u>	<u>15,000円</u>
分団長	<u>11,670円</u>	<u>12,500円</u>	<u>13,340円</u>
班長及び団員	<u>10,000円</u>	<u>10,840円</u>	<u>11,670円</u>

た者を扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養家族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円をそれぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2) 〔略〕

(3) 〔略〕

(4) 〔略〕

(5) 〔略〕

(6) 身体又は精神に著しい障害がある者で規則で定めるもの

4 〔略〕

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>
分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>
班長及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>

備考 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間の当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級に属していた期日とを合算する。	備考 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間の当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級に属していた期日とを合算する。
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の美浜町消防団員等公務災害補償条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の美浜町消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の適用の日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた美浜町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下この項において「損害補償」という。)並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、改正前の美浜町消防団員等公務災害補償条例(以下「旧

条例」という。)の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。)並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償(適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。)として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

議案第40号

美浜町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

美浜町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年6月3日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正及びコンビニ交付等の開始に伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

美浜町印鑑の登録及び証明に関する条例(昭和50年美浜町条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(印鑑の登録) 第5条 〔略〕 2～5 〔略〕 <u>6 登録者から新しい印鑑による前条の規定による申請があった場合であって、当該申請の同日に現に登録している印鑑に係る印鑑登録証明書の交付を行っているときは、異なる印影の証明書が同日に複数交付されることを避けるため、当該印鑑登録証明書を回収するものとする。</u> (登録印鑑) 第6条 〔略〕 2 〔略〕 3 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民(<u>漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。)</u>が住民票の備考欄に記載(<u>法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。)</u>をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がさ	(印鑑の登録) 第5条 〔略〕 2～5 〔略〕 〔新設〕 (登録印鑑) 第6条 〔略〕 2 〔略〕 3 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を<u>組合せた</u>もので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

れている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録原票)

第7条 第5条第1項に規定する印鑑登録原票には、印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)

(4)・(5) 〔略〕

(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

2 印影及び前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については磁気ディスクをもって調製することとする。この場合において、印鑑登録原票と別に印影を紙に押下し作成した台帳(以下「可視台帳」という。)の作成及び保管をすることができる。

(印鑑登録原票)

第7条 第5条第1項に規定する印鑑登録原票には、印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。)をもって調整する住民票にあっては、記録。以下同じ。))がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)

(4)・(5) 〔略〕

(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組合せたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については磁気ディスクをもって調製することができる。

(印鑑登録証の亡失届)

第10条 〔略〕

2 〔略〕

〔削る〕

(印鑑登録証明書交付の申請)

第11条 〔略〕

2 〔略〕

3 第8条第4項及び前2項の規定にかかわらず、美浜町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成17年美浜町条例第20号)第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請する場合は、印鑑登録証の提示を要しない。

4 第1項の規定にかかわらず、登録者は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用して、多機能端末機等(本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で印鑑登録証明書を作成する機能を有するものをいう。)に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交

(印鑑登録証の亡失届)

第10条 〔略〕

2 〔略〕

3 前項の規定により代理人から印鑑登録証亡失届が届出されたときは、当該届出が登録者の意思に基づくものであるかを確認するため、郵送その他町長が適当と認める方法により登録者に対し、印鑑登録証亡失・廃止照会書により照会し、印鑑登録証亡失・廃止回答書及び町長が必要と認める書類をその代理人に持参させることにより行うものとする。

(印鑑登録証明書交付の申請)

第11条 〔略〕

2 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

付を受けることができる。

(印鑑登録証明書)

第12条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し
(可視台帳に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って
磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。次
項において同じ。)について証明するものとし、あわせて次に掲げる事
項を記載するものとする。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載
がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので
表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片
仮名表記

2 〔略〕

(印鑑の登録の廃止の申請)

第13条 〔略〕

2・3 〔略〕

〔削る〕

(印鑑登録証明書)

第12条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し
(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取
って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含
む。第2項において同じ。)について証明するものとし、あわせて次に掲
げる事項を記載するものとする。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載
がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組合せたもので表さ
れている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名
表記

2 〔略〕

(印鑑の登録の廃止の申請)

第13条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 第10条第3項の規定は、前項の申請について準用する。この場合におい
て、第10条第3項中「印鑑登録証亡失届」とあるのは、「印鑑登録廃止
申請書」と、「届出」とあるのは、「申請」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定中第4項を加える規定は、令和9年3月1日から施行する。

議案第41号

美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

美浜町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年6月3日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、介護保険法施行令の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町介護保険条例の一部を改正する条例

美浜町介護保険条例(平成12年美浜町条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 <u>(令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免)</u> <u>第10条 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされた者(以下「みなし課税者」という。)がいる場合であつて、そのみなされたことにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階(第5条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。)が、当該みなし課税者の令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階(次項において「令附則第25条非適用保険料段階」という。)よりも保険料率の高い保険料段階に決定されたときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。</u> <u>2 前項の規定により減免する保険料の額は、当該第1号被保険者について決定された令和8年度分の保険料に係る保険料段階の保険料率により算定した保険料の額と令附則第25条非適用保険料段階の保険料率により</u>	附 則 〔新設〕

算定した保険料の額との差額に相当する額とする。

3 第13条第2項の規定にかかわらず第1項の規定による保険料の減免については、申請を要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の美浜町介護保険条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

議案第 4 2 号

美浜町都市公園条例の一部を改正する条例について

美浜町都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、美浜町総合公園に第 2 グラウンドを設置し使用料を設定するため、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町都市公園条例の一部を改正する条例

美浜町都市公園条例(平成4年美浜町条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第2(第2条関係)				別表第2(第2条関係)			
有料公園施設				有料公園施設			
都市公園名		有料公園施設の種類及び名称		都市公園名		有料公園施設の種類及び名称	
美浜町総合公園	体育館			美浜町総合公園	体育館		
	グラウンド				グラウンド		
	<u>第2グラウンド</u>				テニスコート		
	テニスコート			美浜町運動公園	陸上競技場		
美浜町運動公園	陸上競技場						
別表第5(第10条関係)				別表第5(第10条関係)			
美浜町総合公園グラウンド、 <u>第2グラウンド</u> 及びテニスコートの使用料				美浜町総合公園グラウンド及びテニスコートの使用料			
都市公園名	種類及び名称	金額及び単位	備考	都市公園名	種類及び名称	金額及び単位	備考
美浜町総合公園	グラウンド	1,050円／時	夜間照明設備を使用する場合は、左欄に掲げる額に、1時間につき4,200円、1時間を超え30分を増すごとに、2,100円を加えた額とする。	美浜町総合公園	グラウンド	1,050円／時	夜間照明設備を使用する場合は、左欄に掲げる額に、1時間につき4,200円、1時間を超え30分を増すごとに、2,100円を加えた額とする。
	<u>第2グラウンド</u>	1,050円／時			テニスコート	330円／面／	夜間照明設備を使用する場

	テニスコート	330円／面／時	夜間照明設備を使用する場合は、左欄に掲げる額に、1時間につき320円を加えた額とする。			時	合は、左欄に掲げる額に、1時間につき320円を加えた額とする。
備考 1 美浜町、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町又は武豊町に在住又は在学の小中学生のみが利用する場合の使用料の額は、この表に定める金額に2分の1を乗じて得た金額とする。 2 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。				備考 1 美浜町、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町又は武豊町に在住又は在学の小中学生のみが利用する場合の使用料の額は、この表に定める金額に2分の1を乗じて得た金額とする。 2 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。			

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。